



市東部民生委員児童委員協議会
山本 州江 副会長(右)
岩切 和子 会 計(左)

民生委員児童委員をしていると、普通の散歩でも登下校時の危険個所の有無、不審者がいないかの目配りなど、地域の安心安全のための活動につながり、やりがいがあります。また、見守り訪問をする中で、支援を必要とする人を行政につなげることができると、安心して嬉しくなります。みなさんが楽しく、元気に、安全に生活できるようお手伝いしています。



市民生委員児童委員協議会連合会
木村 一三 会長

民生委員児童委員になって、地域の状況が以前に増して分かるようになり、また幅広い年齢層の人たちと触れ合うことで自分自身の視野も広がりました。自治会を含めた地域との関わりが多くなり、地域活動に理解が深まってきたように思います。

民生委員児童委員は、地域住民の一員として活動することで、顔の見える相談相手となるなど、とてもやりがいがあり、自らの生活も豊かにするものだと思います。

地域の身近な相談相手をご存知ですか？ 民生委員児童委員



市東部民生委員児童委員協議会(旧合志町地区)は青色、市西部民生委員児童委員協議会(旧西合志町地区)はオレンジ色のユニフォームを着用し、それぞれ地域で活動しています。



問題解決に向けて
研修会に参加する委員



ふれあい館前での
PR活動の様子

小学生たちの
登下校見守り

活動について動画を作成しました

民生委員児童委員の活動をわかりやすく説明しています。YouTubeで視聴できます。



東部民生委員
児童委員協議会
(児童編)



東部民生委員
児童委員協議会
(日常編)



西部民生委員
児童委員協議会

気軽に相談してください

民生委員児童委員には守秘義務があります。もし、お困りの人や気になる人がいましたら、相談してください。地域の“つなぎ役”として専門機関への相談をお手伝いします。地域の民生委員児童委員が分からない場合は、福祉課社会福祉班へ問い合わせてください。

任期は1期3年で、今年度一斉改選が行なわれます
(現在の委員の任期は令和7年11月30日までです)

●問い合わせ先 福祉課 社会福祉班 ☎096-248-1144

民生委員児童委員の活動内容

- 1 見守りが必要な人(高齢者、障がいのある人などのうち、本人または家族などから申し出があった人)の定期的な見守りをしています
- 2 地域の人からの相談事を市役所・社会福祉協議会などにつないでいます
- 3 小学生の登下校を見守っています
- 4 月に1回定例会に出席し、情報交換・事例共有を行なっています
- 5 各部会(高齢者福祉部会、障がい者福祉部会、児童福祉部会)に所属し、スキルアップのための研修に参加しています
- 6 各種人権関係研修に参加し、人権学習に取り組んでいます
- 7 年に2回民生委員児童委員協議会が主催する東西合同研修会・交流会に参加しています
- 8 年に1回他市町村の民生委員児童委員協議会を視察しています
- 9 その他各種研修会へ参加しています

民生委員児童委員とは

民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、地域の福祉を担う無報酬のボランティアです。児童委員を兼ねていることから『民生委員児童委員』と呼ばれています。

本市では93人が委嘱され、こどもから高齢者までを見守り、支援を必要とする人が福祉サービスなどを適切に利用できるように地域のつなぎ役として活動しています。

また、委員のうち6人は、主任児童委員として、児童福祉に関することを専門に担当しています。

住民同士が支え合い、一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の中で活動する民生委員児童委員の役割はますます重要になっています。

